

# 目 次

## はじめに

### I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

- 1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証…………… 1
- 2 子どもの権利委員会による活動の実際…………… 2
- 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動…………… 4
- 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動…………… 4
- 5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ…………… 6

### II 第5期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

- 1 子どもの権利に関する実態・意識調査…………… 7
- 2 検証活動としての「対話」…………… 9
- 3 子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）…………… 14

### III 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

- 1 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について…………… 16
- 2 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見…………… 17

### IV 第5期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

- 1 実態・意識調査について…………… 21
- 2 施策の検証について…………… 23
- 3 行動計画への意見について…………… 24
- 4 委員会の組織・運営について…………… 25

## 資 料

- 1 第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）…………… 28
- 2 第5期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況…………… 29
- 3 第5期川崎市子どもの権利委員会委員名簿…………… 32

#### 凡 例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。